

長野市長 鷲澤正一様

長野市情報公開審査会  
会長 柳澤修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年11月1日付け17契第63号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「平成17年6月3日に契約課発注で行われた指名競争入札「返目浅川線橋梁詳細設計業務委託」の具体的な指名選定理由の分かる書類」について、設計金額については、非公開が妥当であるが、その他の部分については公開すべきである。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成17年8月10日に「平成17年6月3日に契約課発注で行われた指名競争入札「返目浅川線橋梁詳細設計業務委託」の具体的な指名選定理由の分かる書類」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、当該情報は、条例第7条第5号及び第7条第6号イに該当する非公開情報であるとし、平成17年8月19日に非公開の決定を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った非公開の決定を不服として、平成17年10月14日に異議申立てを行った。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年8月19日付けで実施機関が行った「平成17年6月3日に契約課発注で行われた指名競争入札「返目浅川線橋梁詳細設計業務委託」の具体的な指名選定理由の分かる書類」の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等において述べている理由は、次のように要約される。

実施機関は、長野市入札制度見直し検討委員会から、入札及び契約事務についての透明性を高めるように要請されているにもかかわらず、透明性を高めようとはせず、指名選定理由の情報公開請求に対して、公開しないとの決定をしたことは、一市民、一納税者として納得することはできない。

ア 実施機関は、非公開の理由として「市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」をあげているが、公共事業は市民の税金で行われているのであり、市民に対して、どのような理由で入札に参加すべき会社を指名選定したのか説明するのは当然の義務である。明確な根拠を持った指名選定であれば、外部からの意見などによって左右されるおそれはない。

また「特定の者に不当な不利益を及ぼすおそれ」についても、客観的な根拠に基づく適正かつ公正な指名選定が行われていれば、不当な不利益が誰かに及ぶとは考えられない。

イ 実施機関は、非公開の理由として「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」をあげているが、公表することによって、より公正で厳正な指名選定が期待でき、むしろ財産上の利益につながると考えられる。

また「その他、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」についても、公表することにより公正で適正な指名選定が期待でき、事務の適正な遂行を促すものと考えられる。

実施機関は、非公開の根拠として長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱第12「入札参加資格の審査及び指名業者の選定に関する内容については、非公開とする。」との規定をあげているが、公共事業は市民の税金を使って市民のために行われるものであり、その事業に関わる業者の選定理由は、市民に知らされて当然である。指名業者の選定に関する内容のうち、指名理由まで「非公開」とする理由が理解できない。

また、長野市の入札経過書に指名理由として記載されている同要綱の「第9条第1項及び第2項」は、指名選定に当たって、常に考慮すべき指名選定条件に過ぎず、発注業務ごとの具体的な指名理由と言うことはできない。





場合、今後実施すると考えられる同種の委託業務についての設計額を容易に推計する結果となり、自由な競争を妨げるおそれがあると考えられる。従って、当該部分については、非公開とするのが妥当である。

- (3) 異議申立人が公開を請求している記録情報は、「具体的な」指名選定理由が分かる書類である。一方、実施機関が本審査会に提示した非公開決定に係る記録情報には、具体的な指名選定の理由は何ら記載されておらず、実施機関は本件資料のほかに、指名選定の過程を示す資料は存在しないと説明している。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が適用されるのは、あくまで公共工事に限られるとはいえ、公共団体が当事者として契約を締結する場合、それが工事に係る契約であろうと、その他の業務に係る契約であろうと、その契約の過程の透明性を確保すべき必要性について、大きな差異があるとは考えられない。更に、長野市は、長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱を定め、工事に係る業務委託についても「指名競争入札における指名した者の名称と指名理由」を公表する事項としている。このような状況にあって、実施機関が指名競争入札における指名選定の具体的な理由を明らかにする資料を何ら作成、保管していないことは、情報公開を前提とする行政の事務のあり方として疑問があると言わざるを得ない。

また、実施機関が、非公開の根拠とする長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱第12の規定についても、これらの法及び要綱との関係において問題があると考えられる。実施機関においては、長野市入札制度見直し検討委員会の提言に基づいて、独自に入札及び契約にかかる情報の公表範囲の拡大と見直しを進めているとしているが、「指名業者の選定に関する内容について」一律に非公開と定めている点について、更に見直す必要性があると思われる。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 6 審査会の経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年11月29日	諮問
11月29日	第1回審査会 諮問書受理 経過説明 実施機関からの理由説明 審査
12月28日	第2回審査会 異議申立人の反論書等の審査
平成18年 2月 3日	第3回審査会 審査 答申